

9

司法書士
令和 03 年第 05 問

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

錯誤に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア A の B に対する意思表示が錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであり、かつ、A の重大な過失によるものであった場合には、A は、B が A に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことができない。
- イ A の B に対する意思表示が、法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤によるものであり、それが法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合には、A は、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときでなければ、錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことができない。
- ウ A の B に対する意思表示がされ、その意思表示によって生じた法律関係について、B の包括承継人ではない C が新たに法律上の利害関係を有するに至った後に、その意思表示が A の錯誤を理由に取り消された場合において、錯誤による意思表示であることを C が過失により知らなかったときは、A は、C に対し、その取消しを対抗することができる。
- エ A の B に対する無償行為が錯誤を理由に取り消された場合には、その行為に基づく債務の履行として給付を受けた B は、給付を受けた時にその行為が取り消すことができるものであることを知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- オ A の B に対する意思表示を錯誤により取り消すことができる場合であっても、その意思表示によって生じた契約上の地位を A から承継した C は、錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことができない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

9

意思表示 意思の不存在

正解

2

□□ ア ×

意思表示の錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、原則として、錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことができない(民法95条3項柱書)。もっとも、意思表示の相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたときには、取り消すことができる(同項1号)。したがつて、本肢の場合、表意者Aは、錯誤を理由として当該意思表示を取り消すことができる。

□□ イ ○

本肢のとおりである。表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤によるものであり、それが法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合には、表意者は、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、取り消すことができる(民法95条1項2号、2項)。したがつて、本肢の場合、Aは、当該事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときでなければ、錯誤を理由として当該意思表示を取り消すことができない。

□□ ウ ○

本肢のとおりである。錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない(民法95条4項)。本肢の場合、第三者Cは、錯誤による意思表示であることを過失により知らなかつたことから、Aは、その取消しを対抗することができる。

□□ エ ○

本肢のとおりである。取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされる(民法121条)。無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う(民法121条の2第1項)。もっとも、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであることを知らなかつたときは、その者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うこととなる(同条2項)。したがつて、本肢の場合、Bは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

□□ オ ×

錯誤によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる（民法 120 条 2 項）。ここでいう「承継人」には、当該意思表示によって生じた契約上の地位を承継した者（特定承継人）も含まれる。したがって、本肢の場合、C は、錯誤を理由として当該意思表示を取り消すことができる。